

報道各位

新潟市保健所食の安全推進課

食中毒の発生について

1. 概要

3月31日(火)、患者グループより、「3月28日(土)に職場の同僚8名で市内の飲食店を利用したところ、3月30日(月)から下痢、嘔吐、腹痛、吐き気等の症状を呈している」との連絡があったため、調査を開始した。

調査の結果、3月28日(土)に当該施設を利用した7グループ19名のうち3グループ8名が3月30日(月)から3月31日(火)にかけて下痢、嘔吐、腹痛、吐き気等の消化器症状を呈していること、検便の結果から患者7名からノロウイルスが検出されたこと、患者らの症状および潜伏期間がノロウイルスによるものと一致したこと、患者らの共通の食事が3月28日(土)に当該施設で提供された生食用殻付かきに限られること、施設に残っていた生食用殻付かきからノロウイルスが検出されたこと等から、新潟市保健所は当該施設の食中毒と断定し、4月3日(金)から4月5日(日)の3日間の営業停止を命じた。

なお、患者らの症状は快方に向かっている。

2. 患者等の情報

摂食者数:19名

患者数:8名

症状:下痢、嘔吐、腹痛、吐き気 等

患者年齢	0~	5~	10~	20~	30~	40~	50~	60~	70~	計
男	0	0	0	0	2	0	1	1	0	4
女	0	0	0	1	1	2	0	0	0	4
計	0	0	0	1	3	2	1	1	0	8

3. 患者らの症状、受診・入院の状況

治療を受けた者:2名

症状:下痢、嘔吐、腹痛、吐き気 等

4. 原因施設

屋号: #カキもビールも生がスキ。

業種: 飲食店営業

営業所所在地: 新潟県新潟市中央区弁天1丁目1-26 オセオ弁天 2階

営業者氏名: 株式会社MaruDining 代表取締役 加藤 涼太

5. 原因食品

3月28日(土)に当該店舗で調理、提供された生かき(推定)

6. 違反内容

食品衛生法第6条第3号違反(病原微生物により汚染された食品を提供したこと)

7. 措置

新潟市保健所は当該施設に対し、4月3日(金)から4月5日(日)の3日間、営業停止処分の不利

益処分を行った(施設の清掃・消毒、衛生管理計画の見直し、従事者教育、改善報告書等の提出を実施するために必要な期間)

【参考】令和8年食中毒発生状況

	4月3日現在※		昨年同時期	
	県内	市内	県内	市内
発生件数	5件	3件	9件	3件
患者数	77名	24名	159名	13名

※県内及び市内とも本事件を含む